

第6回大牟田市まちづくり基本条例策定審議会摘録

開催日時：平成27年5月8日（金）午後1時30分から午後3時20分

開催場所：市役所本庁舎3階302号会議室（経営会議室）

出席者：12名（欠席者4名）

傍聴者：0名

報道関係者：0名

1 開会

2 議事

（1）前回の審議内容の確認（資料1の説明）

・事務局からの説明に関し、委員からの意見・質問なし。

（2）第7章 条例の位置づけ及び見直し（資料2の説明）

（質疑応答）

○会長

第7章に関して何か意見等はないか。

○委員

条例の見直しについては、市長が変わる4年に1回程度見直しをする場合が多い。また、県内にこういった条例は複数あるが、条例制定後に検証がなされていない。これは、4年毎に見直しを行なおうとする際に、見直しを行なう方法がないことに原因がある。ある市では庁内で職員が見直しの検討を行い、その結果、見直しはなしとするところもある。この条例がきちんと運用されているかということを確認する方法を決めておかないと、これから先、この条例がどのように運用されているか分からないといったことになるのではないかと思う。

○委員

条例がある他市では、市長の選挙がある4年に1回条例の見直しを行なうということだが、市長が代わったときに条例の見直しが行われる際には、市長に対して何らかの具申はなされたりするのか。

○委員

さっき言ったのは、4年に1回程度見直しを行なうという規定が書かれている条例が多いということ。大牟田市の条例案にはそういった規定がないので、このままだと見直しの動機付けがないということ。条文には必要に応じてと書いてあるが、必要と思う人がいなければそのままになってしまう可能性がある。一般の市民は条例を作れば誰かがそれを運用してくれるものと考えているが、そうっていない例はたくさんある。

○会長

一つには第22条にあるように市長が規則などで別に定めるといった方法もあるし、そうではなく、この審議会において条文として加えるという提案を行なう方法もあると思う。その辺について事務局から何か補足するところがあれば説明をお願いしたい。

●事務局

具体的に4年という期限を設けると見直す必要がなくても見直しを行わなければならない。しかし、期限を切って見直しを行なうことも重要ではないかと思う。また、条例をつくることが目的ではなく、この条例をつくることによって協働のまちづくりの取り組みを進めることが重要なポイントであると考えているので、毎年、条例の運用状況の進捗管理を行なっていく必要もあると考えている。

○委員

条例案では市だけで条例の見直しを行なうことになっているがその辺はよいのか。

○委員

方法はいろいろあるが、市民が加わった委員会を設置して協働の取り組みについて進捗管理を行い、条例の見直しについても提言するというのが一般的かと思う。市民が加わった何らかの組織があった方がよいのではないかと思う。

○会長

委員会の設置について条文として規定する場合、第21条の第2項になるということか。

○委員

見直しとは別項目になるのではないか。

○委員

条例には市民の権利を制限するものも多くあるが、この条例はこれをツールとして市民と行政と一緒に協働のまちづくりを進めようとするもの。この条例をツールとして、こういった成果があったという報告ができる場があれば、市民の関心も高まることになりよいのではないかと思う。

○会長

今だされた意見は、この条例をいつだれが見直すかという規定をこの条例案の中に加えてはどうかということだと思うが、先ほど述べたように市が別に定めるといった方法もある。また期間を区切り進捗状況を管理する機関を設けるということを、審議会の付帯意見として市にだすという方法もある。先ほどの■■委員の提案は、条例の運用状況を管理する委員会に関する規定を条文として新たに設けるといったものだったが、それについて補足することがあればお願いしたい。

○委員

条例の実効性を担保するには条例の運用状況の進捗を管理する委員会が必要だということ。条例の運用状況を把握して充実を図るために、年1回程度、委員会を開催するといったイメージ。さらに進めて委員会が調査した内容を市に答申するといったことも考えられるが、そこまではする必要はないかとも思う。

○委員

条例を作るということが目的ではなく、協働のまちづくりをいかに進めていくかが重要だと思う。この条例の運用状況を進捗管理していくことは、市民の権利でもある。したがって、そういった条文を加えるか、または審議会の付帯意見として市に意見を述べるといった方法をとったほうがよいと思う。

○会長

■委員はどちらの方法がよいと考えるか。

○委員

自分としては今の段階では判断をつけかねる。

○委員

進捗管理して条例を見直す手続きにどのような作業が必要となるのかイメージできないところがある。

○委員

市民参加条例をつくったまちの例だが、そこでは委員会を設置して、行政の実施する事業に市民が参加すべきものはどれかを決めるというものがあった。

また、条例を運用し始めると条例を作ったときには分からなかったことが分かるようになってくるため、条例の運用の仕方が徐々にわかってくるようになるということもある。

この条例では、条例の内容とする地域コミュニティの状況などがどうなっているかを報告することが進捗管理する方法の一つになると思う。委員会がなければ進捗がどうなっているか知る方法がなくなってしまう。

○会長

それ以外にも、第6条に職員の啓発及び研修を実施しなければならないとあり、市がどのような研修を実施したかを報告してもらうということも進捗を管理することになると思う。

○委員

この条例を運用するために、進捗管理を行なう委員会が関係課から情報の提供を受け、それに関する意見を関係課に伝えるということは自然なことだと思う。進捗管理をする委員会から意見がだされないと庁内における協働を進めることも難しいという話しも聞く。

また、進捗管理する委員会に市民参加の状況等を担当課が報告することは、職員にとっての研修の場にもなるという考え方もある。

○委員

市から委員会に対し、職員研修の実施状況を報告してもらうことは条例の運用状況を進捗管理することにつながると思うが、例えば、第4条の市民が積極的に情報を得ることについて進捗を管理することができるのか疑問に思う。

○委員

私のイメージでは、条例には書いてあるがそれを進捗管理するのは難しいということを委員会において議論すればよいということだと思う。

○会長

市が条例の運用状況を進捗管理する委員会に、協働の推進において実施できたことを報告するといったイメージだと思う。■■委員はこれについて何か意見はないか。

○委員

自分としては進捗管理する委員会に条例の運用状況を報告してもらう機会を設けたほうがよいと思う。ただこの審議会でする場合、委員の皆さんにとってどの程度の負担になるのかということはあると思う。

○会長

この審議会ではなく、別に委員会を設けるという方法もあるのではないか。

○委員

この先、条例の制定に携わった職員が全くいなくなってしまうときに、条例の運用について進捗管理する条文規定があればそのまま何もせず放置されることにはならないと思う。また、条例の運用状況について進捗管理することは、委員会の委員にとっての学習の場となるとともに、職員にとっても条例を見直すよい機会になると思う。委員会を設置することによってこの条例を忘れないようにすることが重要であると思う。

○会長

■■委員の意見は、年に1回くらい条例の運用状況を確認する場を設けたほうがよいということだが、このことについて何か意見はないか。

○委員

こうした条例の運用状況を進捗管理しようとする場合には、条例の中身についてある程度の知識がないと理解することが難しいと思う。この条例案の策定に携わった審議会のメンバーをコアに進捗管理する委員会を考えないと、何も知らない人が新たに加わっても条例の内容がわかっていないので、大変苦労することになると思う。

○委員

確かにこれまでの資料を読み込むだけでも大変苦労した。

○委員

条例の内容を理解している人が委員会に加われれば、職員より問題意識が高いので進捗管理もスムーズに進むと思う。

○会長

そういった委員会の設置についてこの条文に書き込むのか、それともそういった委員会設置について付帯意見とするのかということだが、このことについて皆さんの意見をお願いしたい。

○委員

市が判断することだと思うが、条例の運用状況について進捗管理を行なうといった内容を条文として入れておいてもよいのではないかと思う。

○会長

この策定審議会とは別に委員会を設けて、条例の運用状況について進捗管理するということだが、■■委員はこれについてどう思うか。

○委員

進捗を管理する委員会が必要だと思う。

○会長

■■委員はどのように考えるか。

○委員

一般的に市が定める条例には一方通行的なものが多いが、この条例はこれから市民と市によって協働のまちづくりを進めていくというものであるので、条例の運用状況の進捗管理をしていかないとそれが生かされないと思う。したがって、条例の運用状況を進捗管理することをこの条例において位置づけて、定期的な見直しを行なったほうがよいと考える。

○会長

条例の運用状況の進捗管理をしたほうがよいというのが委員の皆さんの意見だと思うが、この条例にそれを書き込むかということについてどのように思うか。

○委員

そういったことを条文として規定することと審議会の付帯意見とすることでは具体的にどういった違いがあるのか。

○会長

条文にすると義務的な意味合いがあるが、付帯意見にすると具体的な方法については市の判断に委ねるといった違いがあると思う。付帯意見にすると市長が変わった場合になおざりになったりするので、条文として設けておいたほうがよいと思う。■■委員はその辺をどのように思うか。

○委員

この条例を執行する市のその時の状況によって、取扱いが変わってはいけないと思うので条文として位置づけたほうがよいと思うが、一方で条例とい

うことからするとそうそう簡単に見直しを行なうというのもいかなものかと思う。

○会長

見直す場合には、見直しを行なう委員会の委員の一定の承認が必要とするなどの制約を設けることもできるので、見直しを全くしないということのほうが問題だと思う。

○委員

見直しをするのが市だけだと問題なので、市民と市で見直すということにしておけば問題ないと思う。条例を作っただけという市もあるという話からすると、年1回くらいは条例の運用状況をチェックする委員会を設けておくことは必要だと思う。委員会で条例の運用状況をチェックすることは大変だと思うが、そういったことをやっていかないともっと大変なことになると思うので、条文の中で委員会の設置を定めておいたほうがよいと思う。

○委員

第21条には必要に応じて見直すと書いてあるので、これに市民等も見直しに加わるという趣旨を加えれば十分だと思う。

○会長

条例の見直しについて市民等からも意見をだしてもらいたいという意見がだされたが、そういった意見をどういった場で把握すればよいと考えるか。

○委員

条例の運用について進捗管理する委員会等を設けて、そこで行なうということになると思う。

○会長

その委員会を設置することを条文として規定することについてはどう思うか。

○委員

この条例審議会も条例で設置されているものなのか。

●事務局

この審議会も条例で設置されている。

○委員

そうであるなら委員会を設置する条例を制定する必要があると思う。

○会長

では、この条例の見直しの期間と見直しきっかけを作る委員会をどうするかということについて皆さんから意見をお願いしたい。他市の事例では委員会の開催は年1回程度か。

○委員

イメージとしては、年1回、市が委員会に対して運用状況の報告を行ない、そこでだされた意見は関係課につないでもらい、条例の見直しについて意見

がだされた場合には、委員会が市に答申を行なって別に見直しの委員会等を新たに設置するといったところか。委員会は議論するテーマがあれば3ヶ月に1回程度開催してもよいし、そうでなければ年1回程度の開催でもよいのではないかと思う。

○会長

その委員会の議論の中で実際の運用に条例の内容が合わないという意見が出来てきた場合には、別の委員会等で条例の見直しを行なっていくということか。

○委員

自分の知っている限りでは他の自治体で条例の見直しを行なったところはない。もし、条例を見直そうという意見がでてくるとしたら、そのまちではものすごい議論がなされているという証左でもある。ほとんどの場合、条例を作ってもなおざりにされたままになる。なぜなら、協働することがみんなにとってそれほど関心のあるテーマではないからである。したがって、条例の運用状況の進捗管理を行なう委員会を設置して、そこで定期的に議論していれば、少なくともそういった議論を行なっているということを市民が知ることができる。それから、この条例を市民に周知することが一番の問題であり、他の自治体では何年たっても条例の内容が市民に伝わっていないという状況がある。そういったことについて委員会で議論することも重要だと思う。

○会長

条例の運用状況について進捗管理する委員会を設置するということが委員の皆さんの総意ということであるので、このことについて事務局で条文案を考えてもらい、委員の皆さんには書面で確認をしていただくということにしたい。次にどういったタイミングで条例を見直すかだがこのことについて意見を伺いたい。

○委員

条例の見直しについては、必要に応じてということではよいと思うが、実効性を担保するということからするとなんらかの要望を審議会の意見としてだしておいたほうがよいのではないかと思う。ただ、4年毎に市長選があるからそこで見直しをするとすると、条例の見直しのタイミングとは誤差もでてくるのではないかと思う。

○会長

条例の運用を進捗管理する委員会において、条例を見直すべきだという意見がだされたタイミングが必要に応じて条例を見直すということになるということもあると思う。

○委員

まず条例内容について市民周知を行い、次に条例の運用状況の進捗管理

を行い、最後に条例の見直しに到達できるような仕組みができればよいと思う。

○委員

条例の運用状況を進捗管理する委員会ができれば、そこで必要に応じて条例を見直すという意見はでてくると思うのでそれでよいと思う。

○会長

それでは第21条の次に、条例の運用状況を設置する委員会を設置するという規定を設けるということにしたい。

○委員

第21条の解説には、常に見直しを行なうという説明があるので、期限にとられることなく見直しを行なうという意味合いが含まれていると感じた。

(3) 第8章 雑則について (資料2の説明)

○会長

ここに関して何か意見はあるか。特に意見がないようなのでこの章についてはこれで閉じることとしたい。

(4) 条例案 (パブリックコメント素案) の全体確認について (資料3の説明)

○会長

パブリックコメントの素案について事務局から説明があったが2、3気づいた点について私から述べさせてもらいたい。まず、前文の5段落目の「この協働のまちづくりを通した人づくりと地域の絆を深めながら」の部分は「この協働のまちづくりを通した人づくりを行ない、地域の絆を深めながら」のほうが文のつながりがよいのではないかと思う。また定義について、事業者は市民等の中に含まれるので、順番としては市民、事業者、市民等としたほうがよいのではないか。さらに、第7章に条例の運用状況の進捗管理について条文を書き加えるのなら、その章の名称にも進捗管理という言葉を加えたほうがよいのではないかと思う。この3点について皆さんの意見を伺いたい。

○委員

第7章の名称には進捗管理も入れておいたほうがよいと思う。

○委員

前文も会長の提案どおりでよいと思う。

○会長

定義についてはどうか。

●事務局

ここについては、文章法制担当とも協議して決めさせていただきたい。

○会長

他に意見はないか。

○委員

先ほどの前文は、「この協働のまちづくりを通して人づくりを行ない、地域の絆を深めながら」としたほうがよいのではないか。

○会長

その表現がよいと思う。

○委員

事業者の役割が第5章にでてきているが、市民と市の役割と比べるとバランスが悪いように思える。

○会長

そこに関しては、以前も議論があったが事業者には地域コミュニティにおいて役割を発揮してもらいたいという意図があって第5章に位置づけてあるということだったと思う。他に意見はないか。

○委員

世界遺産の登録について前文で触れてもよいのではないかと思うがどうか。

●事務局

この条例案は9月議会に提案する予定となっており、それまでには世界遺産に登録されているかがはっきりしていると思う。正式に世界遺産に登録されたら前文の括弧書きで挿入されている部分を修正して議案としてほしいと考えている。

○委員

条例の進捗管理をする委員会が出来たときに、世界遺産の推進を市民と行政が協働してどのように取り組んでいるかということについて報告してもらえれば面白いのではないかと思う。

●事務局

今指摘のあった世界遺産の今後の取り組みや校区まちづくり協議会の組織強化を含め、この条例の条例化を契機に取り組みを強化していく必要があると考えている。

○委員

大牟田は石炭産業で栄えたまちであり、それを大事にすることはよいことだと思うが、この条例は市民の協働によってこれから新たなまちを創り上げていこうとするものなので、あえてそういった古い歴史観をこの条例の中に織り込むことには個人的には異論がある。

○会長

前文に書いてある程度であれば問題ないか。

○委員

この程度であれば問題ないと思う。

○会長

今の■■委員の指摘は、世界遺産の登録ということより直近の課題である地域コミュニティの問題に危機感を持って取り組むべきだということだと思うが、大切な意見だと思うので付帯意見として加えてはどうかと思うがいかがか。

○委員

以前、大牟田市でワークショップを行なったときに参加者に大牟田のイメージを聞いたが、炭坑のまちなどといった具体的な表現ができたのは年配者だけで、若い世代の人たちは具体的なイメージがつかめていないようだった。そういった意味では、世界遺産というブランドを使って若い人たちにこのまちにプライドを持ってもらい、それをテコとしてコミュニティ作りが進むようこの条例が生かされていけばよいと思う。

○会長

そういったことも付帯意見として入れるようにしたい。また、これからパブリックコメントも実施されるということなので、委員の皆さん方にも他に意見があればそこで意見を述べていただければと思う。なお、パブリックコメントでだされた意見については、次回の審議会で皆さん方に確認いただきたいと考えている。それでは条例案の全体確認についてはここまでとしたい。

3 その他

(1) 今後のスケジュールについて

- ・ 6月に条例案のパブリックコメントを実施すること及び7月に次回の審議会を開催し、パブリックコメントの実施結果について報告することを事務局より説明。

4 閉 会